

2026 年 10 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社五健堂ホールディングス
(コード：9146 TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役 蓮尾 拓也
問合せ先 取締役 経営管理本部長 不破 洋伸
TEL 075-612-6688
URL <https://www.gokendo.co.jp/>

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり定款の一部変更について、2026 年 11 月 17 日開催予定の臨時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 当社は、当社グループの事業規模の拡大に対応し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実並びに会計監査の信頼性及び財務報告の適正性の確保を図るため、会社法第 326 条第 2 項の規定に基づき、当社の機関として新たに会計監査人を設置することといたしました。これに伴い、現行定款第 4 条（会社機関）に会計監査人を追加するとともに、会計監査人の選任、任期及び報酬等に関する規定を新設（変更案第 6 章）するものであります。

(2) 2026 年 10 月 5 日付「株式分割に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は、2026 年 10 月 22 日を効力発生日として、普通株式 1 株につき 3 株の割合をもって株式分割を行います。この株式分割の割合に応じて、現行定款第 6 条に定める発行可能株式総数を 424 万株から 1,272 万株に変更するものであります。（変更案第 6 条）

(3) 会計監査人の設置に伴い、剰余金の配当等を機動的に実施することができるよう、会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議によって定めることができる旨の規定を新設（変更案第 45 条）するとともに、期末配当及び中間配当の基準日のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨の規定を新設（変更案第 46 条第 3 項）するものであります。これに伴い、現行定款第 42 条（中間配当）を削除するものであります。なお、変更案第 45 条の規定は、会社法第 459 条第 2 項及び会社計算規則第 155 条に定める要件を満たす場合に効力を有するものであります。

(4) 監査役の員数について、現行定款第 30 条の下限の定め（3 名以上）を、上限の定め（5 名以内）に変更するものであります（変更案第 31 条）。なお、監査役会設置会社である当社の監査役は、会社法第 335 条第 3 項の規定により 3 名以上となります。

(5) 株主総会の招集権者及び議長（変更案第 14 条）、株主総会の決議の方法（変更案第 16 条）、議決権の代理行使（変更案第 17 条）、代表取締役及び役付取締役（変更案第 22 条）並びに取締役会の招集権者及び議長（変更案第 23 条）に関する規定について、全国株懇連合会の定款モデルに準拠して文言を整備するとともに、取締役会の招集通知に関する規定を独立した条文

とする（変更案第 24 条）ものであります。

（６）上記のほか、算用数字の表記の統一、字句の修正及び見出しの変更を行うとともに、上記の規定の新設及び削除に伴う章及び条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

２．定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条 （条文省略）	第 1 条 （現行どおり）
（目的） 第 2 条 当社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社、組合、その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該法人等の事業活動を支配・管理及びこれに附帯、関連する業務を行うことを目的とする。 １．一般貨物自動車運送事業 ２．軽貨物自動車による一般配送業務 ３．貨物自動車利用運送、鉄道利用運送、及びそれらの運送取次事業 ４．引越荷役並びに物品の仕分け、梱包及び発送業務の請負業 ５．保険業及び保険募集業 ６．自動車損害賠償保障法に基づく保険及び共済代理業 ７．不動産の売買、賃貸、仲介、及び管理業 ８．下記物品の輸入及び販売業 （イ）自動車、船舶、それらの部品、及びそれらの関連商品 （ロ）食料品、農水産物、農水産加工物、天然飲料水、清涼飲料水、果汁入り飲料水、健康食品、及び酒類 （ハ）石油及びその他の燃料類並びに石油製品 （ニ）引越及び梱包の材料 ９．下記商品の賃貸業 （イ）自動車、船舶、それらの部品及びそれらの関連商品 （ロ）引越及び梱包の材料 <u>10</u> ．自動車分解整備事業 <u>11</u> ．倉庫業 <u>12</u> ．古物営業法に基づく古物商 <u>13</u> ．産業廃棄物、一般廃棄物の収集運搬業 <u>14</u> ．特定信書便事業 <u>15</u> ．自動車タイヤ及び中古自動車タイヤの販売 <u>16</u> ．飲食店及び喫茶店の経営 <u>17</u> ．ゴルフ練習場の経営 <u>18</u> ．リラクゼーションサロンの経営 <u>19</u> ．サウナ風呂等の浴場の経営 <u>20</u> ．前各号の事業に関するフランチャイズ	（目的） 第 2 条 当社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社、組合、その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該法人等の事業活動を支配・管理及びこれに附帯、関連する業務を行うことを目的とする。 １．一般貨物自動車運送事業 ２．軽貨物自動車による一般配送業務 ３．貨物自動車利用運送、鉄道利用運送、及びそれらの運送取次事業 ４．引越荷役並びに物品の仕分け、梱包及び発送業務の請負業 ５．保険業及び保険募集業 ６．自動車損害賠償保障法に基づく保険及び共済代理業 ７．不動産の売買、賃貸、仲介、及び管理業 ８．下記物品の輸入及び販売業 （イ）自動車、船舶、それらの部品、及びそれらの関連商品 （ロ）食料品、農水産物、農水産加工物、天然飲料水、清涼飲料水、果汁入り飲料水、健康食品、及び酒類 （ハ）石油及びその他の燃料類並びに石油製品 （ニ）引越及び梱包の材料 ９．下記商品の賃貸業 （イ）自動車、船舶、それらの部品及びそれらの関連商品 （ロ）引越及び梱包の材料 <u>10</u> ．自動車分解整備事業 <u>11</u> ．倉庫業 <u>12</u> ．古物営業法に基づく古物商 <u>13</u> ．産業廃棄物、一般廃棄物の収集運搬業 <u>14</u> ．特定信書便事業 <u>15</u> ．自動車タイヤ及び中古自動車タイヤの販売 <u>16</u> ．飲食店及び喫茶店の経営 <u>17</u> ．ゴルフ練習場の経営 <u>18</u> ．リラクゼーションサロンの経営 <u>19</u> ．サウナ風呂等の浴場の経営 <u>20</u> ．前各号の事業に関するフランチャイズ事

事業 21. 前各号に附帯する一切の業務	業 21. 前各号に附帯する一切の業務
第3条 (条文省略)	第3条 (現行どおり)
(会社機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を <u>設置</u> する。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (新設)	(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を <u>置く</u> 。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 <u>(4) 会計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>424</u> 万株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,272</u> 万株とする。
(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。	(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。
(単元未満株式についての権利) 第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第 <u>189</u> 条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第 <u>166</u> 条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て <u>および</u> 募集新株予約権の割当てを受ける権利	(単元未満株式についての権利) 第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第 <u>189</u> 条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第 <u>166</u> 条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て <u>及び</u> 募集新株予約権の割当てを受ける権利
(株主名簿管理人) 第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人 <u>および</u> その事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3 当社の株主名簿 <u>および</u> 新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿 <u>および</u> 新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。	(株主名簿管理人) 第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人 <u>及び</u> その事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3 当社の株主名簿 <u>及び</u> 新株予約権原簿の作成 <u>並びに</u> 備置きその他の株主名簿 <u>及び</u> 新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。
(株式取扱規程) 第 <u>10</u> 条 当社の株式に関する取扱い <u>および</u> 手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	(株式取扱規程) 第 <u>10</u> 条 当社の株式に関する取扱い <u>及び</u> 手数料は、法令 <u>又は</u> 本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
(自己株式の取得) 第 <u>11</u> 条 当社は、会社法第 <u>165</u> 条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。	(自己株式の取得) 第 <u>11</u> 条 当社は、会社法第 <u>165</u> 条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(基準日) 第12条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に係る定時株主総会において権利を行使することができる者とする。 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。	(基準日) 第12条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に係る定時株主総会において権利を行使することができる者とする。 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。
(招集) 第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。	(招集) 第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。
(議長) 第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。社長に事故があるときはあらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。	(招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
(電子提供措置等) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで书面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。	(電子提供措置等) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日まで书面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
(決議) 第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。 2 会社法第309条第2項の規定による決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。	(決議) 第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
(議決権の代理行使) 第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。この場合は、総会毎に代理権を証する書面を提出しなければならない。 2 株主は、前項の代理権を2人以上の者に行使させてはならない。	(議決権の代理行使) 第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。
(議事録) 第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他の法令に定める事項については、議事録に記載又は記録し、これを当社の本店に10年間備え置くものとする。	(議事録) 第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他の法令に定める事項については、議事録に記載又は記録し、これを当社の本店に10年間備え置くものとする。

(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は10名以内とする。	(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は10名以内とする。
(取締役の選任) 第20条 当社の取締役の選任については、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。 2 当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。	(取締役の選任) 第20条 当社の取締役の選任については、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。 2 当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。
(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期満了前に退任した取締役の補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。	(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期満了前に退任した取締役の補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。
(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会の決議により、取締役の中から代表取締役を選定する。 2 取締役会の決議により、取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。	(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
(取締役会の招集) 第23条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。 2 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急を要するときには、この期間を短縮することができる。 3 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。	(取締役会の招集権者及び議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
(新設)	(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
(取締役会の決議の方法) 第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した当該取締役の過半数をもって行う。	(取締役会の決議の方法) 第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した当該取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略) 第25条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。	(取締役会の決議の省略) 第26条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。
(取締役会の議事録) 第26条 取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他の法令に定める事項については、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名又は記名押印若しくは電子署名し、これを本店に10年間備え置くものとする。	(取締役会の議事録) 第27条 取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他の法令に定める事項については、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名又は記名押印若しくは電子署名し、これを本店に10年間備え置くものとする。
(取締役会規程) 第27条 取締役会に関する事項については、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める取締役会規程による。	(取締役会規程) 第28条 取締役会に関する事項については、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める取締役会規程による。
(取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。	(取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。
(取締役の責任免除等) 第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、あらかじめ定めた金額又は法令が規定する金額のいずれか高い額とする。	(取締役の責任免除等) 第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、あらかじめ定めた金額又は法令が規定する金額のいずれか高い額とする。
(監査役の員数) 第30条 当会社の監査役は3名以上とする。	(監査役の員数) 第31条 当会社の監査役は5名以内とする。
(監査役の選任) 第31条 当会社の監査役の選任については、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。 2 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 3 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了	(監査役の選任) 第32条 当会社の監査役の選任については、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。 2 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 3 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了

する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。	する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
(監査役の任期) 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了すべき時までとする。	(監査役の任期) 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了すべき時までとする。
(常勤監査役) 第33条 常勤監査役は、監査役会の決議によって選定する。	(常勤監査役) 第34条 常勤監査役は、監査役会の決議によって選定する。
(監査役会の招集) 第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急を要するときには、この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。	(監査役会の招集通知) 第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急を要するときには、この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。
(監査役会の決議の方法) 第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	(監査役会の決議の方法) 第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。
(監査役会の議事録) 第36条 監査役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他の法令に定める事項については、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査役がこれに署名又は記名押印若しくは電子署名する。	(監査役会の議事録) 第37条 監査役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他の法令に定める事項については、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査役がこれに署名又は記名押印若しくは電子署名する。
(監査役会規程) 第37条 監査役会に関する事項については、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会の定める監査役会規程による。	(監査役会規程) 第38条 監査役会に関する事項については、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会の定める監査役会規程による。
(監査役の報酬等) 第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。	(監査役の報酬等) 第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。
(監査役の責任免除等) 第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、あらかじめ定めた金額又は法令が規定する金額のいずれか高い額とする。	(監査役の責任免除等) 第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、あらかじめ定めた金額又は法令が規定する金額のいずれか高い額とする。
(新設)	第6章 会計監査人

(新設)	<u>(会計監査人の選任)</u> <u>第 41 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u>
(新設)	<u>(会計監査人の任期)</u> <u>第 42 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u>
(新設)	<u>(会計監査人の報酬等)</u> <u>第 43 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u>
第 6 章 計算	第 7 章 計算
(事業年度) 第 40 条 当会社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日までの年 1 期とする。	(事業年度) 第 44 条 当会社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの年 1 期とする。
(新設)	<u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> <u>第 45 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。</u>
(剰余金の配当の基準日) 第 41 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 1 2 月 3 1 日とする。 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 6 月 3 0 日とする。	(剰余金の配当の基準日) 第 46 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。 <u>3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>
(新設) <u>(中間配当)</u> <u>第 42 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 6 月 3 0 日を基準日として中間配当をすることができる</u>	(削除)
(配当金の除斥期間) 第 43 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。 2 未払の剰余金の配当には、利息を付けないものとする。	(配当金の除斥期間) 第 47 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。 2 未払の剰余金の配当には、利息を付けないものとする。

3. 日程

定款変更のための取締役会決議日	2026 年 10 月 20 日
定款変更のための臨時株主総会開催日	2026 年 11 月 17 日（予定）
定款変更の効力発生日	2026 年 11 月 17 日（予定）